

## 第5章 介護保険事業の適正な運営

### 第1節 介護保険給付の適正化

#### 1 介護給付の適正化事業

介護給付の適正化事業の実施主体は市町村であり、目標と計画性をもって主体的に取り組を進めます。

また、広域的な視点から市町村を支援する県・国民健康保険団体連合会との十分な連携を図ります。



## 2 介護給付適正化の取組

### 介護給付適正化の取組(介護給付適正化・主要5事業)

高齢者等が可能な限り、有している能力に応じて自立した尊厳ある生活が出来る為に

- 適切なサービスを確保することで
- 費用の効率化が確保でき
- 介護保険制度への信頼が高まり
- 持続可能な介護保険制度が構築出来る

#### 適正化の基本的な考え方

- ①介護サービスを必要とする方を適切に認定した上で
- ②真に必要とする過不足のないサービスを
- ③介護保険法のルールに従って適正に提供することを促す

介護給付適正化 「3つの要」	保険者が行う 主要5事業	目的と期待される効果
I 要介護認定の 適正化 ①	①認定調査状況 チェック	<p><b>目的:</b> 適切で公平な要介護認定の確保が図れる。</p> <p><b>期待される効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○認定調査のばらつきがなく、要介護度自体のぶれがなくなる。</li> </ul>
	II ケアマネジメント等 の適切化 ②③	②ケアプラン点検
③住宅改修等の 点検 (住宅改修・福祉用 具購入・貸与)		<p><b>目的:</b> 適正化の視点を持ち、利用者の状況と必要とされる住宅改修等の現地訪問調査を行うことで、利用者の自立支援のためのサービス提供が出来る。</p> <p><b>期待される効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○必要な適正化サービスを利用することで、自立に資する生活が送れる</li> <li>○不必要な給付を防げる。</li> <li>○本人及び関係者間で、住宅改修・用具購入・貸与の必要性・課題について検討の場を共有しスキルアップが図れる。</li> </ul>
III 事業サービス提供 体制及び介護報酬請 求の適正化 ④⑤	④縦覧点検・医療情 報突合	<p><b>目的:</b> 定期的に点検を行うことで、請求誤りが減り適正給付につながる。</p> <p><b>期待される効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者へ照会を行い、事業者の介護報酬請求への理解が図れる。</li> <li>○請求誤り・不正請求等の発見が出来る。</li> </ul>
	⑤介護給付費通知	<p><b>目的:</b> 介護給付通知を行うことで、利用者・事業者に対して適切なサービス利用を普及啓発出来る。</p> <p><b>期待される効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者本人が受けているサービスの内容確認と適正な請求に向けた効果が期待できる。</li> </ul>

## **第2節 円滑な運営のための体制づくり**

### **1 介護サービス提供基盤の確保**

計画に位置付ける介護サービス提供基盤を確保するため、事業者などにホームページ等を通じて、計画の内容やサービス提供事業所の詳細な情報、また、事業者の公募や活用できる補助金等についての周知を図ります。

### **2 地域密着型サービス事業者等の適切な指定、指導監査**

地域密着型サービス事業者に対して実地指導、指定の更新時にも適切な指導を行い、サービスの質の向上を図ります。

住み慣れた地域で、安心して生活を送り続けるためには、地域に密着したきめ細かなサービス提供が重要となっています。このため、高齢者の状況やサービス利用意向などを的確に把握し、利用者にとって必要なサービスの推進を図ります。

また、事業者の指定や運営については、地域密着型サービス運営協議会の意見を反映して、適正な事業運営の確保に努めます。

### **3 指定居宅介護支援事業者等の適切な指定、指導監査**

指定居宅介護支援事業者に対して実地指導、指定の更新時の適切な指導を行い、サービスの質の向上を図ります。（平成30年4月から）

### **4 地域包括支援センター運営協議会の設置**

地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会を設置しています。

### **5 人材の育成・確保**

介護に携わる人材が不足している職種があることから、事業者と連携を図りながら、人材の育成ならびに確保に向けた取組を検討します。

また、従事者ごとの連携を図るために連絡会等の設置を支援し、研修等を通して事業所スタッフの資質向上に努めます。

## 6 低所得者対策

低所得者に対する利用者負担の軽減策として、特定入所者介護サービス費や社会福祉法人による利用者負担軽減制度等の支援を引き続き実施します。

## 7 未納者対策

健全な財政運営及び負担の公平性の観点から、保険料の納入を促進する方策を実施します。

- 広報やパンフレット等を通じた広報活動を実施します。
- 未納者への督促の際に未納の理由を確認し、事情によっては分割納付などの納付勧奨をすすめていきます。
- 長期滞納者に対しては、給付制限を適用するなどの措置を講じて早急な納入を促します。



### 第3節 介護保険サービスの見込み

#### 1 居宅サービスの見込み

##### (1) 訪問介護

訪問介護は、利用者の居宅にホームヘルパー等が訪問し、食事や入浴、排泄の介助などの身体介護や買い物、洗濯、掃除などの家事援助を行うもので、居宅介護における中心的なサービスとして位置付けられています。

制度改正により介護予防訪問介護（身体介護のみ）は、平成27年度から地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。

指 標		第7期見込量			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
介護給付	給付費(千円)	42,749	48,992	56,695	67,014
	利用人数(人)	50	54	60	69

##### (2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、利用者の居宅に移動入浴車などの入浴設備を持ち込み、入浴・洗髪の介助や心身機能の維持・確認を行うものです。

指 標		第7期見込量			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
介護給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0
予防給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0

※ 平成29年度実績0のため。

##### (3) 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、利用者の居宅に看護師が訪問し、主治医の指示の下で病状の管理や処置などを行います。

指 標		第7期見込量			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
介護給付	給付費(千円)	10,721	12,628	15,001	18,268
	利用人数(人)	52	58	66	79
予防給付	給付費(千円)	88	88	88	88
	利用人数(人)	1	1	1	1

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、利用者の居宅に理学療法士や作業療法士が訪問し、日常生活を送るために必要な心身の機能の維持回復を図ることを目的としたサービスです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	2,971	2,972	3,917	4,192
	利用人数(人)	10	10	13	14
予防給付	給付費(千円)	221	221	221	221
	利用人数(人)	1	1	1	1

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、利用者の居宅に医師・歯科医師・薬剤師等が訪問し、療養上の管理指導を行うものです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	3,679	4,246	4,680	5,641
	利用人数(人)	36	41	45	54
予防給付	給付費(千円)	136	136	136	136
	利用人数(人)	1	1	1	1

(6) 通所介護

通所介護は、利用者が通所介護事業所（デイサービスセンター等）に通所し、食事や入浴などの日常生活上の世話を受けるほか、機能訓練や社会交流による日常生活能力の維持を図ることを目的としたサービスです。

制度改正により介護予防通所介護は、平成 30 年度から地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業へ移行します。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	66,846	70,886	82,378	95,966
	利用人数(人)	60	63	72	83

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、利用者が病院や介護老人保健施設などに通所し、心身機能の維持回復を目的に、理学療法士や作業療法士の指導のもとで専門的なリハビリテーションを受け、送迎・入浴・食事等のサービスも受けられるサービスです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	55,232	64,662	74,854	91,899
	利用人数(人)	50	58	67	81
予防給付	給付費(千円)	856	857	1,285	1,285
	利用人数(人)	2	2	3	3

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護は、介護老人福祉施設等に短期入所しながら、入浴や排泄、食事などの介護や日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	10,093	19,999	22,475	25,903
	利用人数(人)	12	24	27	31
予防給付	給付費(千円)	521	1,043	1,043	1,043
	利用人数(人)	1	2	2	2

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護は、介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに入所しながら、医学的な管理のもとで、看護、介護、リハビリを行い、日常生活上の世話や機能訓練などを行うサービスです。

①短期入所療養介護（老健）

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	8,693	8,697	9,317	12,574
	利用人数(人)	10	10	11	14
予防給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0

※ 予防給付については、平成 29 年度実績 0 のため。

## ②短期入所療養介護（病院等）

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0
予防給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0

※ 平成 29 年度実績 0 のため。

## (10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、利用者が日常生活を営むために、心身の状況や環境に応じて適切な福祉用具を選定・貸与を受けるものです。

原則的には、要支援者（要支援 1・要支援 2）及び要介護 1 の方については、特殊寝台、車いす、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフトについては、保険給付の対象外となっています。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	12,030	12,030	12,030	12,030
	利用人数(人)	84	84	84	84
予防給付	給付費(千円)	243	243	304	304
	利用人数(人)	4	4	5	5

## (11) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

居宅での介護を円滑に行うことができるように、5種類の特定福祉用具の購入費を年間 10 万円を上限として支給するサービスです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	573	573	573	573
	利用人数(人)	2	2	2	2
予防給付	給付費(千円)	230	230	230	230
	利用人数(人)	1	1	1	1



(12) 住宅改修費・介護予防住宅改修

要介護者が、在宅生活に支障がないように住宅の改修を行った際に、20万円を上限とし費用の支給が受けられるものです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	526	526	526	526
	利用人数(人)	2	2	2	2
予防給付	給付費(千円)	462	462	462	462
	利用人数(人)	1	1	1	1

(13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、特定施設（有料老人ホーム、ケアハウス等）に入居している利用者に対して介護サービス計画に基づいて行われる入浴、食事等の介護、機能訓練などを行うものです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0
予防給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0

※ 平成 29 年度実績 0 のため。

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、利用者の意向をもとにした介護支援専門員（ケアマネジャー）によるケアプランの作成やサービス提供事業者等との連絡調整など居宅サービス利用に関わる総合調整を行うものです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	27,170	28,703	31,828	37,562
	利用人数(人)	145	152	167	195
予防給付	給付費(千円)	322	378	431	487
	利用人数(人)	6	7	8	9

## 2 地域密着型サービス

### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的、または密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0

※ 平成 29 年度時点整備なしのため。

### (2) 夜間対応型訪問介護

夜間、定期的な巡回訪問や通報を受けて、居宅で要介護者がホームヘルパー（訪問介護員）により行われる入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話等を受けられるサービスです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0

※ 平成 29 年度時点整備なしのため。

### (3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症高齢者専用の通所介護施設で、専門的なケアなどを日帰りで行うサービスです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0
予防給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0

※ 平成 29 年度実績 0 のため。

(4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通所サービスを中心に、利用者の状態等に応じて訪問や宿泊サービスを柔軟に組み合わせて利用できる多機能なサービスです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0
予防給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0

※ 平成 29 年度時点整備なしのため。

(5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、要介護認定者であって認知症の状態にある者を、共同生活を行う住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	102,771	102,817	102,817	102,817
	利用人数(人)	35	35	35	35
予防給付	給付費(千円)	2,773	2,774	2,774	2,774
	利用人数(人)	1	1	1	1

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の有料老人ホーム等に入居している要介護者が、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けることができるサービスです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	6,670	6,673	6,673	6,673
	利用人数(人)	3	3	3	3

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 30 人未満の小規模な特別養護老人ホームで、常時介護が必要で居宅での生活が困難な入所者に、日常生活上の支援や介護を行うサービスです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0

※ 平成 29 年度時点整備なしのため。

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0

※ 平成 29 年度時点整備なしのため。

(9) 地域密着型通所介護・介護予防地域密着型通所介護

在宅の要介護者等を対象に、定員 18 人未満の小規模なデイサービスセンターなどで入浴や食事を提供するとともに、レクリエーションや機能訓練などの日常生活上のケアを行うサービスです。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0

※ 平成 29 年度時点整備なしのため。

(10) 地域密着型サービスの必要利用定員総数

在宅での生活を継続できるようなケアマネジメントを基本に考えながら、要介護者状況や今後の推移、施設配置状況、在宅サービスの提供等の現状を勘案し、地域密着型サービスを計画的に整備します。第 7 期計画においては、新規の整備は見込んでいません。

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>認知症対応型共同生活介護</b>				
新規整備数		新規整備なし		
整備総数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
定員総数	33 床	33 床	33 床	33 床
<b>地域密着型特定施設</b>				
新規整備数		新規整備なし		
整備総数	整備なし	—	—	—
定員総数	—	—	—	—
<b>地域密着型介護老人福祉施設</b>				
新規整備数		新規整備なし		
整備総数	整備なし	—	—	—
定員総数	—	—	—	—
<b>小規模多機能型居宅介護</b>				
新規整備数		新規整備なし		
整備総数	整備なし	—	—	—
定員総数	—	—	—	—

### 3 施設サービス

#### (1) 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、65歳以上で、身体上または精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、自宅において介護を受けることが困難な高齢者が入所できる施設です。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	188,987	189,071	189,071	189,071
	利用人数(人)	65	65	65	65

#### (2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、疾病・負傷などにより寝たきり、あるいはこれに準ずる状態にある高齢者に対し、看護、医学的管理の下の介護や機能訓練等の施設療養を行うとともに日常生活の世話をを行うことを目的とした入所施設です。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	226,116	226,217	226,217	226,217
	利用人数(人)	71	71	71	71

#### (3) 介護療養型医療施設・介護医療院

介護療養型医療施設は、主に慢性疾患の高齢者を対象に療養上の管理、看護、医学的管理下における介護などの世話、リハビリテーションなどのサービスが受けられる施設です。

指 標		第7期見込量			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	給付費(千円)	0	0	0	0
	利用人数(人)	0	0	0	0

※ 第7期より新規創設された施設のため見込計上なし。